

本検討会の運営について

1. 本検討会は、関係者からの率直な意見を妨げないよう、原則非公開とする。
2. 議事要旨については、会議終了後速やかに作成し、構成員に展開する。議事要旨は原則公開とする。
3. 配布資料については、原則公開するものの、機微な情報を取り扱う等公開が難しいものについては、座長及び当該資料提供者と相談の上、非公開とする。また、資料提供者からの求めがある場合には、当該資料（またはその一部）は速やかに回収する。
4. その他、本会議の議事運営に関する判断は、座長に一任するものとする。

以上